

## 第15章 警報設備の基準（危政令第21条）

警報設備の技術上の基準（危省令第36条の2～第38条）

### 1 警報設備の設置区分（危省令第38条第1項）

区 分	製造所等の区分	施設規模等
自動火災 報知設備	製造所 一般取扱所	<p>10倍以上の危険物を取り扱うもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①延べ面積500m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>②100倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を100度未満で取り扱うものを除く。）</li> <li>③他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）</li> </ul>
	屋内貯蔵所	<p>10倍以上の危険物を貯蔵するもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①100倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。）</li> <li>②第2類、第4類の危険物（引火性固体、引火点70度未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 延べ面積が150m<sup>2</sup>を超えるもの（150m<sup>2</sup>以内ごとに不燃区画があるものを除く。）</li> <li>イ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたもの、を除く。）</li> </ul> </li> <li>③第2類、第4類の危険物（引火性固体、引火点70度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積500m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>④軒高が6m以上の平屋建てのもの</li> </ul>
	屋内タンク 貯蔵所	<p>平家建以外の建築物で、10倍以上の危険物（第6類、高引火点危険物を100度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①液表面積40m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>②高さ6m以上のもの</li> <li>③引火点70度未満のもの（他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）</li> </ul>
	給油取扱所	<p>10倍以上の危険物を取り扱うもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一方開放型屋内給油取扱所</li> <li>②上部に上階を有する屋内給油取扱所</li> </ul>
加入電話 非常ベル装置 拡声装置 警鐘		上記以外のもので、10倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。）
-		上記以外のもの

## 2 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危省令第38条第1項第1号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、危省令第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。

## 3 自動火災報知設備の基準

危省令第38条第2項の規定のほか次によること。（H1危24）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) (1) のほか施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。